

特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は旧十和田高等学校における一般廃棄物収集運搬等業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

旧十和田高等学校（秋田県鹿角市十和田毛馬内字下寄熊9）

3 業務履行期間

契約の日から令和7年1月31日まで

4 委託概要

旧十和田高等学校の閉校にあたり、保管してある一般廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、関連法令に則り、安全且つ適切に収集運搬等を行う。

(1) 収集運搬処分する一般廃棄物

- ・混合物、金属くず

(2) 業務内容

- ・旧十和田高等学校にある一般廃棄物を混合物と金属くずに分別する。
- ・(1)にあるものを収集分別し、鹿角市で許可している処分施設へ運搬する。

5 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
- (2) 受託者は、鹿角市全域で一般廃棄物収集運搬業等許可業者であること。
- (3) 処分施設への搬入の際に、別紙「設計書」に記載されている重量と著しく違っている場合は、両者で協議の上、変更契約を行うものとする。